

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について
(概要)

令和2年12月
国土交通省
不動産・建設経済局

1. 背景

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号。以下「改正法」という。）は、令和2年6月24日に公布されたところ、改正法を施行するに当たり、改正法による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）において政令で定めることとされた事項について定める必要がある。

2. 概要

法第72条及び第73条の規定による書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供しようとするマンション管理業者等は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の方法等を示し、当該相手方から承諾を得なければならない旨の規定を設ける。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和3年1月下旬

施行：令和3年3月上旬